

機種グループ別事項

第1 乗用型機械

1 適用範囲

作業者が乗車して走行移動しながら運転操作する機械（作業機を装着するものを含む。）に適用する。

ここでは、乗用型のトラクター、田植機、管理機、コンバイン、運搬車、野菜用収穫機、牧草収穫機、高所作業車等を想定している（乗用単軌条運搬機を除く。）。

2 一般事項

(1) 基本

ア 緊急時に備えて、家族や作業者全員が作業機の動力遮断方法、エンジンの停止方法を確認しておくこと。

イ 座席位置、ハンドル位置、座席のサスペンションを体格に合わせて最適位置に調整すること。チルトハンドルの場合、ハンドル調節時以外にはコラムを固定すること。

ウ パワーステアリング付きの機械は、ハンドルが軽いため、回しすぎてふらつくことがあるので、道路走行時には慎重に操作すること。

クローラー式機械は、旋回方式によって、旋回半径、旋回中心位置が変わるのを理解して使用すること。

(2) 安全フレーム、安全キャブ、シートベルトの装着

機械の転倒、転落による事故が多発しているため、トラクター等安全フレーム又は安全キャブを装着可能な機械は極力装着し、併せてシートベルトも着用すること。

(3) 点検、整備

平成9年1月から、道路運送車両法施行規則の改正（小型特殊自動車の規格改正）に伴い、それまで大型特殊自動車に該当していた、いわゆる乗用型トラクター、コンバイン、スピードスプレーヤー等で、最高速度が35km/時未満のものが小型特殊自動車に区分され、併せて車検、定期点検の義務が免除されたが、一日一回の運行開始前に日常点検整備を必ず行うとともに、整備不良は重大な事故を招く恐れがあるため、自主的に点検整備を行うこと。

(4) 必要な手続き等

ア 小型特殊自動車、大型特殊自動車に該当するものは、車両としての必要な手続きを行うこと。

また、運転には道路走行に必要な運転免許、作業に必要な講習、免許（労働安全衛生法による）を取得すること。

なお、道路交通法で規定される大型特殊自動車（全長4.7m、全幅1.7m、全高2m、最高速度15km/時、又は総排気量1.5Lのいずれかを超えるもの）を運転するには、大型特殊免許が必要なことに留意すること。

ただし、農業用薬剤散布車（スピードスプレーヤー等）を道路で運転する際は、普通免許が必要であることに留意すること。

イ 農耕作業用小型特殊自動車（いわゆる乗用トラクター、コンバイン、スピードブレイヤー等で最高速度が35km/時未満のもの）は、自賠責保険への加入義務はないが、路上等で万一事故が発生した場合には、自己責任となるので、極力任意保険に加入すること。

道路を走行するその他の大型特殊自動車並びにホイールローダー及びフォークリフト等の小型特殊自動車は、自賠責保険の契約が義務づけられているので加入すること。

3 作業前

(1) 基本

ア 機械を始動、運転するときには、前後左右をよく確認し、付近に人を近づけないこと。

エンジンの始動は、必ず運転席に座り、変速レバー、PTO変速レバー、各種操作レバーが中立位置にあり、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で行うこと。

イ ブレーキやクラッチの操作ができなくなる恐れがあるので、運転席の足元に物を置かないこと。

ウ 自動化装置は、使用方法を理解してから使用すること。

(2) 移動走行

ア 重量のある直装式の作業機を後部装着して走行する場合は、前輪にかかる荷重が減少して操舵しにくくなるので、速度を下げた走行し、必要に応じてバランス・ウエイトを装着すること。

左右独立ブレーキの付いた機械では、走行、登降坂、畔越え時には、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ 本機と作業機の幅や高さの違いに注意し、防除機のブーム、代かきローター等の幅が広いものは折りたたむこと。

ウ 暴走する恐れがあるので、急な下り坂では、走行クラッチを切ったり、変速を中立にする等、惰性で走行しないこと。

(3) 道路走行

ア 作業灯を消灯し、ディファレンシャル装置のロックを解除するとともに、昇降部落下防止装置を固定にした上で、交通ルールを遵守して走行すること。

左右独立ブレーキの付いた機械は、左右のブレーキペダルを連結すること。

イ 一般の自動車との速度差が事故につながることもあるので、低速車であることを表示するマーク（低速車マーク）や反射テープ等で目立つようにし、機体幅も反射マークや反射テープの貼付等により認識されやすくすること。

ウ 道路運送車両法で規定する保安基準に適合しない機械は道路を走行できないので、トラック等で運搬すること。

(4) 作業機の着脱

ア 作業機の取扱説明書についても使用前に熟読すること。また、保管場所を決めて、いつでも取り出して読めるようにすること。

イ 着脱の際には、作業機と本機の間や作業機の下に入らず、作業機にスタンド等が付

いている場合は、必ずスタンド等を使用して機械を安定させた上で行うこと。

P T O 伝導軸は適切な長さのものを使用し、防護カバーの回り止めチェーンも確実に固定すること。また、作業機の装着によって機体の重量バランスが大きく崩れる場合には、バランス・ウエイトを装着すること。

4 作業中

(1) 基本

ア 補助作業者を扱う機械作業では、作業者の体格、体力を考慮して、作業負担が過重とならないように作業速度等を調節すること。

イ 作業部、P T O のクラッチは、補助作業者に合図して確認した後に入れること。

ウ 機械から離れるときには、作業機を下げ、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、キーを抜くこと。

エ あぜ塗り機、振動サブソイラー等振動が大きい機械で作業を行う場合には、腰痛等健康への影響を抑えるため、随時休憩をとること。

オ 排気ガスによる一酸化炭素中毒の恐れがあるので、室内やビニールハウス内では十分換気しながら、暖機運転や作業を行うこと。

(2) 転倒、転落、機械からの転落防止

ア 機械への乗り降りは、原則として、機械を背にして行わないこと。ステップを踏み外さないよう注意すること。ステップの泥はこまめに取り除くこと。

イ 必ず運転席に座って運転し、座席や乗車位置以外のところに人を乗せないこと。補助作業者が乗車する場合には、転落防止ガードやチェーンをかけて作業すること。

ウ 急旋回、急発進、急停止はしないこと。また、作業中に飛び乗り、飛び降りをしてはいけないこと。クローラーは滑りやすいので、足を掛けて乗り降りしないこと。

エ 最大積載重量を超えないようにすること。

コンテナを積載している場合には、コンテナがずれて落下しないように十分注意しながら作業すること。収穫作業では、荷台等に積載された収穫物が増えてくると、機体の重量バランスが変化するので、十分注意しながら作業すること。

(3) 衝突、挟まれ、巻き込まれ防止

ア 機械の通路に、機体や安全キャブ・フレームに当たる障害物がないか確認すること。

イ トラック等伴走車との組作業を行う機械では、合図を決めておき、協調性をもって作業できるようにすること。

収穫物等の運搬車への移し替えの際には、衝突や人の挟まれ等に注意しながら行うこと。大型の作業機や積載した荷物によって周囲が見にくい場合には、誘導者を決め誘導に従うこと。

ウ 作業機への巻き付き、詰まり等を除去する際には、エンジンを停止し、作業部の停止を確認した上で行うこと。また、油圧式の昇降部を上げている場合は、一般的に時間とともに下がってくることが多いので、必ず昇降部落下防止装置を固定にしておくこと。

(4) 資材等の取扱い

薬液タンク等に液体を入れて移動する場合は、重心が移動して機械が不安定になりや

すいので、低速で行うこと。

牧草、堆肥等は、水分によって比重等の物理性が大きく異なることを念頭に置いて、梱包、運搬作業を行うこと。

5 作業後

点検、整備は、機械を平坦で広い場所に置き、エンジンを止め、駐車ブレーキをかけ、昇降部の落下防止装置を固定にした上で行うこと。ジャッキアップを行う場合は、平坦で固い床面上で行い、機械の所定位置にジャッキをかけ、安定を確認しながら行うこと。

第2 歩行型機械

1 適用範囲

歩行する作業者によって運転操作される自走移動式機械に適用する。

ここでは、歩行型のトラクター、運搬車、野菜移植機等を想定している。

2 一般事項

- (1) 緊急時に備えて、家族や作業者全員がエンジンの停止方法、運転操作方法を確認しておくこと。
- (2) 主クラッチの入り切り等の操作方法が機種によって異なる場合があるので、よく理解してから使用すること。
- (3) 道路上の移動走行は極力避け、トラック等に積載して運搬すること。

3 作業前

トラック等への積み下ろしの際には、水田車輪や耕うん爪、尾輪等を歩み板や周囲に引っかけないように注意すること。

4 作業中

(1) 基本

ア 挟まれ、巻き込まれ防止

(ア) エンジンの始動は、各操作レバーを中立又は切の位置にした上で行うこと。

(イ) 不用意にロータリーや植付部の下に足を入れたりしないこと。また、作業機を回転させたままで移動走行しないこと。

(ウ) 後進時には、転倒して作業機に巻き込まれる危険性や、物と機械の間に挟まれる危険性が高いので、路面状態や後方の障害物に注意すること。

トラクターでは、後進の発進時にハンドルが持ち上がりやすいので、エンジン回転速度を下げ、しっかり押さえながらゆっくり主クラッチをつなぐこと。

(イ) ハウスや小屋の中、果樹園等、障害物がある場所では、周囲をよく確認しながら作業を行うこと。壁際での旋回は、壁と反対側の広い方向にハンドルを回すようにすること。

イ 転倒、転落防止

(ア) 坂道、傾斜地では、操向クラッチを極力使わず、ハンドル操作によって旋回すること。

(イ) ディファレンシャル装置によって旋回するトラクターでは、坂道、傾斜地では装置をロックしておくこと。

(ウ) ハンドルの向きが変わる機械では、移動時はハンドルを正規の位置に確実に固定すること。

ウ その他

長時間歩行すると疲労しやすいので、休憩を多めにとり疲労の蓄積を少なくすること。

(2) トラクターへのトレーラー装着

ア 操向クラッチ操作を極力行わず、ハンドル操作で旋回すること。また、ジャックナイフ現象を起こして転倒する恐れがあるので、急なハンドル操作をしないこと。

イ ブレーキ操作を妨げるような物をフットプレートの上に置かないこと。

ウ 追突されないようにトレーラーに反射シールや反射マークを貼ること。

エ トレーラーの鳥居部分に過大な荷重をかけると折れて押し潰される恐れがあるので、長大物等を多量にもたれかけさせて積載しないこと。

(3) トラクターによる定置作業

P T O軸にベルトをかけて動力を取り出す作業では、エンジンを回しながらベルト掛けをしないこと。ベルトに巻きこまれないように周囲に柵等を設置すること。

5 作業後

P T O軸を使用しない時には、P T O軸にカバーを付けておくこと。

輪距調節や作業機着脱を行うときには、機体を支える台やスタンドを使用すること。

第3 定置機械

1 適用範囲

固定的に設置した状態で運転操作される機械に適用する。

ここでは、乾燥機、もみすり機、農用さい断機等を想定している。

2 一般事項

(1) 基本

緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

(2) バーナーを有する機械

ア 排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら利用すること。煙突を有するものによっては、接続が外れていると排ガスが室内に漏れて危険なので、運転前に点検すること。

イ 消火器を常備すること。使用期限を過ぎたものは交換すること。

ウ 異常燃焼等の原因になるので、指定以外の燃料、購入後長期間経過し変質した燃料や水が混入した燃料を使用しないこと。

(3) エンジン式機械

屋内では、排ガスによる中毒の恐れがあるので、換気しながら使用すること。

燃料補給はエンジンが冷えているときに火気に注意して行い、こぼれた燃料はよくふき取っておくこと。

(4) 電動式機械

コンセント、電源プラグ、電源コード、アース線、スイッチボックスの破損、腐食、断線等を見つけたらすぐ修理すること。

防水部分以外の電気系統に水がかからないようにすること。

3 据付

(1) 基本

据付は、平坦で十分な強度のある場所に行うこと。据付及び移設は、専門的知識を有する者に依頼すること。

可動部がむき出しにならないよう、カバーを付けるか、あるいは防護柵を設置すること。加工物等が飛散又は落下して傷害を起こす可能性がある場合も同様とする。

(2) バーナーを有する機械、エンジン式機械

ア 燃料タンクは適正なものを使用し、燃料タンクから機械への配管は燃料の漏れがないよう確実に接続すること。

イ 不完全燃焼や排ガスによる中毒を防止するため、閉鎖空間で使用する場合は必ず空気取入れ口を設けるほか、屋内で使用する場合は換気を十分考慮すること。

ウ 発生する熱が周囲に影響を及ぼさないよう、機械の周りに空間を十分に確保すること。

(3) 電動式機械

ア 制御盤は、水、埃のかからない場所に設置すること。

イ 機械に必要な種類の電源、容量を確保すること。また、漏電防止のために、アースをとるとともに、漏電ブレーカーも設置すること。

ウ 電源コードは、発熱するので束ねず、また、引っ張られないように余裕をもって取りまわし、水や油気のある所、高温部の付近、鋭い角の上等を避けて配線すること。踏みつけによる切断がないように、通路を避けて配線するか、カバーする他、ねずみ等による被害が懸念される場所では金属パイプ等でカバーすること。

4 作業前

(1) バーナーを有する機械、エンジン式機械

ア 運転前には必ず配管の損傷、燃料漏れ、給気筒・給気口の状況、煙突の接続等について点検すること。なお、高温になる部分の掃除、点検は、運転前、常温に冷めた状態で行うこと。

バーナーやエンジンの周辺に可燃物を置かないこと。

イ 給油は、機械の運転前に行い、給油中はその場から離れず、燃料がこぼれたらきれ

いにふき取ること。また、周囲では、裸火は使用しないこと。

(2) 空圧式機械

空気タンクが錆びて強度が低下していないか、定期的に点検・整備すること。
運転開始時にリリースバルブの動作確認を行うこと。

5 作業中

(1) 基本

ア 機械の始動、停止、点検及び整備は作業員全員に分かるよう合図をし、確認した上で行うこと。

イ 指定された回転速度以上で作業をしないこと。

ウ 作業服は袖や裾が締まるものを着用し、手袋は使用しないで、コンベヤ、チェーン、供給装置等に巻き込まれないように注意すること。また、送風機に体や衣服が吸い込まれないよう注意すること。

ベルトの掛け外し、点検・整備、供給部等の巻き付き及び詰まりの除去は、機械を停止してから行うこと。

エ 飛散物のある機械では、傷害の恐れがあるので、関係者以外は機械周辺に近寄らせないようにすること。

(2) バーナーを有する機械

ア 不完全燃焼にならないように燃焼状態を定期的に点検すること。異常を感じた場合は、すぐに消火して専門的知識を有する者に修理を依頼すること。

イ 安全装置が作動して機械が停止したときには、いったん主電源を切り、停止の要因を解除してから安全を確認した上で再起動すること。

(3) 電動式機械

ア 点検調整は、電源プラグを抜くか、電源ボックスのスイッチを切った状態で行うこと。

イ 感電の恐れがあるので、主電源を入れた後には、電源ボックス内等通電部分に触れないこと。また、濡れた手で電源プラグやスイッチに触れないこと。

ウ 停電時には、いったん電源スイッチを切り、電源プラグを抜くこと。復帰後、改めて電源プラグを接続し、安全を確認した上でスイッチを入れること。

(4) 空圧式機械

機械の仕様にあった圧力で使用すること。空気圧を抜いたときに、アクチュエーター等の自然落下に注意すること。

6 作業後

(1) 電動式機械

ア 電源プラグをコンセントに長期間接続したままにすると、ほこりが溜まって絶縁が悪くなり火災の危険性があるので、接続部分を掃除すること。

イ 電線をねずみにかじられないよう、餌となる穀物等を掃除し、侵入口をふさいでおくこと。

(2) 空圧式機械

エアコンプレッサを使用するものでは、空気タンク内の空気とたまった水を抜いておくこと。

第4 携帯式機械

1 適用範囲

作業者が機械を手で保持し、肩に掛け、又は背負って操作する機械に適用する。

ここでは、刈払機、動力摘採機、ヘッジトリマー、背負式動力噴霧機、背負式動力散粉機、チェーンソー等を想定している。

2 一般事項

ア 緊急時に備えて、家族や作業者全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ 防護カバーを取り外したまま使用しないこと。

ウ 身に付ける機械では、緊急時に備えて、普段から機体を体から離す訓練をしておくこと。

エ 肩掛けバンドやハンドル位置を調整して重量バランスをとっておくこと。

オ 刈刃等の刃部を取り扱うときには、厚手の手袋を着用し、刈刃は確実に固定すること。

3 作業前

ア 各部のネジの緩み、破損、亀裂、磨耗等がないか確認するとともに、電源コードの損傷、スイッチの作動不良等がないか点検すること。

イ 背負式の場合、背負ったとき、背負バンドと操作レバーがもつれないようにすること。

ウ 作業現場の異物（石、空き缶、杭等）を除去するか、除去できないものは目印を付すこと。

4 作業中

(1) 基本

ア 部外者や動物を遠ざけ、周囲を確認しながら作業を行うこと。複数で作業を行う場合、機械の始動、作業の開始は、合図をし、安全を確認した上で行うこと。

イ 資材の補給、点検、調整時や機械を地面に置くときには、可動部分を停止させること。

また、移動時には、可動部分を停止させ、刈刃等の刃部にカバーを付けること。

ウ 飛散物が発生する機械では、防護めがね等の適切な保護具を着用すること。

(2) エンジン式機械

ア 適正なエンジン回転速度で作業を行い、スロットルレバーを針金等で固定しないこと。感電の恐れがあるので、プラグキャップや高圧コードに触れないこと。

イ ハンドル振動対策、騒音対策として、防振手袋、耳栓、イヤーマフを使用すること。ハンドル振動、騒音の影響を最小限とするため、こまめに休憩をとること。寒冷作業時や気温の低い早朝時等では振動障害、凍傷の危険性が高まるので、手を十分に温め

ること。

ウ 作業者に連絡をとる場合には、前方に回って遠くから呼びかける等、騒音で作業者が他者の接近に気づかない恐れがあることを考慮した安全な方法によること。

エ ハウス内で使用の場合は、排気ガスによる中毒の恐れがあるので、換気をしながら、極力短時間に作業を行うこと。

(3) 電動式機械

ア 電線コードは接続部が引っ張られないように余裕を持たせるとともに、コードでのつまずきや、切断することがないように、取り回しに注意するとともに作業方法についても検討すること。

イ コンセントに電源プラグを差し込む際には、電源スイッチが切になっていることを確認した上で行うこと。また、電源プラグの抜き差しで電源の入り切りを行わないこと。感電の恐れがあるので、濡れた手では取り扱わないこと。

5 作業後

格納する場合は、火気がなく、直接日光が当たらない乾燥した場所に保管すること。長期間格納する場合には、エンジン式機械では燃料を抜き取っておくこと。

第5 遠隔操作機械、無人走行機械

1 遠隔操作機械

(1) 適用範囲

機械本体と操縦装置が分離され、距離を隔てて操縦装置から信号を送って運転操作するものについて適用する。

ここでは、無線操縦式ヘリコプター、無線操縦式草刈り機等を想定している。

(2) 一般事項

ア 作業に適した気象条件下で作業を行うこと。

イ 事前にモニター用受信機で発信しようとする周波数の電波を聴取の上、使用されていないことを確認すること。

ウ 無線操縦式ヘリコプターにより、空中散布等を行う場合には、「無人ヘリコプター利用技術指導指針」(平成3年4月22日付け3農蚕第1974号、農蚕園芸局長通知)に基づき実施するとともに、「産業用無人ヘリコプターによる病虫害防除実施者のための手引き」((社)農林水産航空協会)を参考にすること。

(3) 作業前

ア 現場の状況がよく分かる地図を用意するとともに、作業区域の状況(地形、障害物)を予め調査し、作業経路等の計画を作業者全員で打ち合わせておくこと。

イ 作業区域、障害物等が操縦者から容易に識別できるように事前に標識を設置すること。

ウ 機械本体、作業機等を事前に十分点検調整し、操縦装置は充電しておくこと。

エ 定期的に点検を受けること。操縦に不具合が発生したら必ず、点検・整備を受ける

こと。

(4) 作業中

ア 基本

- (ア) 関係者以外が近づかないように、必要な措置を講ずること。
- (イ) 操縦者、誘導者は、ヘルメット等を着用すること。操縦者は、操縦装置のつりバンドを必ず首にかけて操作すること。
- (ウ) 必要以上に急激な操作や大きな操作を行わないこと。
方向転換しながら操作する場合には、機械の前後左右の入れ替わりを十分確認しながら行うこと。
- (エ) 操縦者は、機械と補助者や自分の位置関係を確認しながら移動し、機械を人のいる方向に向けないこと。
操縦者は、足場の良いところを移動すること。足場が不安定な場所では、機体を止めてから移動すること。
- (オ) 操縦に不具合が発生した場合には、機械が停止するまで操縦装置の緊急停止ボタンを押し続ける等して、暴走を防ぐこと。無線操縦式ヘリコプターでは速やかに安全な場所に降下させること。
- (カ) 車両の場合、遠隔操縦時には人を乗車させないこと。傾斜地で遠隔操縦する場合は、転倒等の際に巻き込まれないよう、人が機械の下方に位置しないよう配慮すること。
- (キ) 遠隔操作と有人運転（機械本体の運転装置で直接運転操作すること。）の切替操作は正しく行うこと。

イ 飛行操縦

- (ア) 操縦者は、操縦技術に習熟し、かつ無線操縦式ヘリコプターを用いた農薬等の散布技術を習得していること。
- (イ) 機体等は、空中散布等の作業に適した性能を有したものであること。
- (ウ) 空中散布等は、気流の安定した時間帯に、かつ、風速3 m/秒以下の場合に実施すること。
- (エ) 離着陸位置及びその周囲の地上状況について安全を十分に確認し、操作は安全に行うこと。電波障害が生じるので鉄道、高圧線、発電所、変電所等と十分な距離を取って飛行させること。
人や建物、障害物、太陽等に向けて飛行させないこと。
- (オ) 作業に当たっては、必ず誘導者を決め誘導すること。誘導者は、機械を歩行者や車等に近づけないよう、これらの接近を操縦者に連絡すること。
- (カ) 同一地区に2機以上同時に飛行させる場合は、混信を起こさないよう離れた周波数を使用し、相互に200m以上距離を取って作業すること。

(5) 作業後

- ア 機械本体の水洗いをする時には、電気系統に水がかからないようにすること。
- イ 内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、機械本体の制御装置の近くでは電気溶接を行わないこと。
- ウ 無線操縦ヘリコプターにあっては、機体本体、操縦装置及び散布装置は別々に倉庫

等に施錠して保管する等厳重な保管管理に努めること。

2 無人走行機械

(1) 適用範囲

無人で自動走行する機械、あるいは有人であっても走行操作の自動運転が可能な機械について適用する。

ここでは、無人単軌条運搬機、無人スピードスプレーヤ、自動摘採機等を想定している。

(2) 一般事項

ア 緊急時に備えて、家族や作業員全員が機械停止方法を確認しておくこと。

イ 取扱説明書や手引きをよく読んで取扱方法を理解しておくこと。無人運転、有人運転、遠隔操作等の切り替えは、決められた手順どおりに行うこと。

ウ 作業範囲は監視者が緊急停止できる範囲にすること。

エ 機械を使用する場所の周辺で、誤作動の原因となる電気溶接機や無線送信機等を使用しないこと。また、高圧線、鉄道の付近を避けて使用すること。

オ 操縦に不具合が発生したら、必ず点検・整備を受けること。

(3) 経路の敷設、設定

ア 経路の敷設は専門的知識を有する者に依頼して行うこと。

イ 経路は、十分な強度、幅員、安全な勾配、曲率半径等を有するものとし、経路の端部は道路への暴走を防止する装置（ストッパー）を備えること。

ウ 作業経路上及び周囲に、関係者以外が立ち入らないように、防護柵や監視者を設置する等の処置を行うか、人が接近した場合は機体が自動停止する構造にすること。

経路が道路に連絡している場合、作業道・耕作道の上を横断している場合は、運転中であることが明瞭にわかる標識をつけ通行する者に注意を促すこと。また、必要に応じて、通行する者が避難できる場所を確保し、これを表示すること。

(4) 作業前

ア 経路の保全

(ア) 支柱の沈下や傾き、浮き上がり、取り付け部の緩み、磨耗等の異常がないことを確認すること。

(イ) 経路分岐器の作動を確認するとともに、経路に設けたストッパーの破損がないか確認すること。また、誘導電線の断線、ショートの有無を点検すること。

(ウ) 有人運転のことも考慮して、経路に障害物がないように環境整備をしておくこと。

イ 本機、台車の点検

(ア) 機体の点検整備、清掃は、必ずエンジンを停止し平坦な場所で行うこと。

(イ) 安全装置、バッテリー等の日常保守点検を必ず行うこと。

制動装置の作動を確認するとともに、発進・停止レバー、停止センサー等の動作を確認すること。

けん引台車付きの場合には、連結装置に変形、磨耗、ひび割れ等が生じていないか点検を行うこと。連結装置は、主装置が外れた場合の安全にチェーン等の補助装置を加えて二重にしておくこと。

- (ウ) 電気系統、センサー等に異常があった場合は、必ず点検整備を受けること。
- (エ) 非常停止及び緊急停止後は、正常動作を確認してから運転を再開すること。なお、単軌条運搬機の緊急ブレーキは、機種によっては数回の作動で破損する可能性があるため、異常がないか確認すること。
- ウ 起動時
 - 機械の周囲に人がいないか、また、不意に飛び出す恐れがないか確認し、合図を行い、安全を確認してから起動すること。
- (5) 作業中
 - ア 基本
 - (ア) 緊急停止装置、走行時衝突防止装置、暴走防止装置、速度制御装置、接近検出装置、接触検出装置等に異常が発生していないか監視すること。
 - (イ) 無人運転専用で作られている機械に絶対に乗車しないこと。
 - (ウ) 走行中に積み降ろし、積み替えをしないこと。無人運転時の荷役作業では、機械の停止、発進を確実に操作し確認しながら行うこと。
 - (エ) 誤って意図しない方向に走行したり、分岐点で脱線したりすることのないように経路分岐点の切り替えは確実にを行うこと。
 - (オ) 運転中に万一制御不能が発生した場合には、緊急停止ボタン等を操作して停止させ、機械が完全に停止したことを確認すること。
 - イ 有人運転時
 - (ア) 乗車位置以外には乗らないこと。飛び乗り、飛び降りしをないこと。
 - (イ) 衝突や転落の恐れがあるので、ヘルメットを着用すること。また、経路周辺の障害物に注意すること。
 - (ウ) 非常停止装置が作動して運転停止した場合、非常停止の要因を確認して解除した後、いったん主電源を切り、安全を確認してから再度起動し運転すること。
- (6) 作業後
 - ア カバーを開けて水洗いするときには、電気系統に水がかからないようにすること。
 - イ 定期的に経路、各安全装置、電気系統、警報装置、バッテリー、ブレーキ、誘導用制御機器等の点検を行うこと。点検、修理の際は、機械の進行方向に極力立たず、歯止め等の暴走防止策を施してから行うこと。
 - ウ 異常を認めるときは、直ちに点検等必要な措置を講ずること。修理は、専門知識を有する者に依頼して行うこと。
 - エ 内部のマイクロコンピューターが故障する恐れがあるので、制御装置の近くでの電気溶接や、雷発生時の運転等は行わないこと。
 - オ 屋外で保管する機械については、施錠する等厳重な管理に努めること。

第6 荷役用機械

農業現場で使われることの多いフォークリフト、ホイールローダー、スキッドステアローダー、クレーン、移動式クレーン等については、労働安全衛生法等の関係法令に従って、技能講習を受講し、道路を走行する大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては自賠責保険に加入するとともに、必要な免許等を取得するなど、適正に使用すること。